


所管部課	企画財政部企画課	部長	並木俊則			
件名	東大和市事務決裁規程の一部を改正する訓令について					
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市奨学資金貸付基金条例施行規則				
	部課機関	学校教育部学校教育課				
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市奨学資金貸付基金が平成28年4月1日付で廃止されることに伴い、東大和市事務決裁規程の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正理由 東大和市事務決裁規程の別表第2備考7は、基金からの支出に係る支出負担行為及び支出命令の決裁区分について定めているが、第3号は東大和市奨学資金貸付基金について定めていることからこれを削るものである。</p> <p>(2) 改正内容 別表第2備考7の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。</p> <p>(3) 施行日 平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 事業内容に則った規程の内容となる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、改正の手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。